

子育て支援センター 講座

要予約 カラーリングフラワーアレンジメント

2月18日(火) ①午前9時45分～10時45分 ②午前11時～正午 (各8組)



講師：佐瀬 左智子 先生 材料費：300円

水を吸い上げる性質を利用して生花を染め上げます！
染め上げた生花を利用してアレンジするため、少しずつ色づきながら表情を変えていくフラワーアレンジメントを楽しめます。
ぜひ体験してみてください♪

※予約状況によっては、希望時間に予約ができないことがあります。



要予約 ♪おやこ de ぽん♪

3月3日(月)・4日(火)

①午前 9時～10時30分 ②午前10時30分～正午
③午後 1時～3時

お子さんの手形や足形を使って製作をします。
3月のテーマ【おおきくなったね】

お誕生会

2月28日(金) 午前11時30分～正午

未就園のお子さんには、誕生月に誕生カードをお渡ししています。手形を取りますので事前にお越しいただくか、誕生会当日に早めにお越しください。

- 【参加対象】 子育て支援センターを利用する親子
- 【開設時間】 (平日) 午前9時～午後4時 ※正午～午後1時はお休みします。
- 【開設場所】 子育て支援センター『はぐ～ん』(保健センター隣)
- 【問合せ】 子育て支援センター ☎77-3930



▲子育て支援センターについて

2月下旬・3月上旬の保健事業 >>> 教室・講座・健診など
問合せ・会場 保健センター ☎77-1891 (★印は要申込)

月	日	事業名	時間	要申込
2月	17日(月)	すくすく歯ッピー講座 (対象者 10か月児～12か月児と保護者)	午後1時30分～3時	★
	20日(木)	ことばの相談	①午前10時10分 ②午前11時10分 ③午後1時10分	★
	27日(木)	のびのびラッコ教室 (対象者 1歳6か月児健診後～3歳児健診前の幼児と保護者)	午前10時20分～11時30分	★
		パンダ学級 (対象者 3歳児健診後～就学前の幼児と保護者)	午後1時20分～2時30分	★
28日(金)	子育て相談 第一保育所巡回	午前9時～正午		
3月	3日(月)	未受診健康診査 (対象者 乳幼児健康診査を受けていない幼児)	午後1時15分～2時	
	6日(木)	のびのびラッコ教室 (対象者 1歳6か月児健診後～3歳児健診前の幼児と保護者)	午前10時20分～11時30分	★
		パンダ学級 (対象者 3歳児健診後～就学前の幼児と保護者)	午後1時20分～2時30分	★
	7日(金)	へるすあっぷ講座 (対象者 40～74歳)	午前10時～11時30分	★
	13日(木)	ことばの相談	①午前10時10分 ②午前11時10分 ③午後1時10分	★
14日(金)	もぐもぐ離乳食教室 (対象者 4～6か月児と保護者)	午後2時～3時30分	★	

空き家を放置するといろいろな問題が...

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎77-3909

空き家を適切に管理せず放置すると、建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。



平成27年5月（令和5年6月一部改正）から空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されています。

空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める責務があると定められています。

空き家を放置するとどんなことが...?

●損害賠償を請求される場合があります 【参考】日本住宅総合センターによる損害賠償額の試算の例

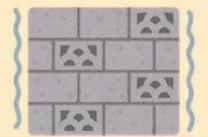
①倒壊や火災で、隣接家屋が全壊・死亡事故が起こった場合（※夫婦、子供の計3人が死亡）

②外壁材等の落下により道路歩行者の死亡事故が起こった場合（子供1人が死亡）

損害賠償額
約2億円



損害賠償額
約6千万



●固定資産税が高くなる場合があります

管理義務を怠り、「管理不全空家等」・「特定空家等」に認定され「勧告」を受けると、固定資産税の住宅用途特例対象外となり、納付税額が高くなる可能性があります。

●行政代執行の対象になる場合があります ※空家等対策特別措置法第30条による罰則も課されます。

空き家の状態が著しく悪化しているにも関わらず、所有者が管理の義務を怠っている場合、所有者に代わって行政が空き家の解体・撤去を行う可能性があり、その費用は所有者へ請求されます。



多額の損害が発生しないよう、適正な管理をお願いします。